

財務省
農林水産省 令第一号

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第三条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条及び第六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月五日

財務大臣 藤井 裕久

農林水産大臣 赤松 広隆

米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令

（取引等の記録の作成方法）

第一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一 書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成すること。

二 事務所、事業場又は店舗（以下「事務所等」という。）ごとに作成すること。ただし、主たる事務所その他の事務所等において一括して仕入れを行っていることに伴い当該事務所等において記録を一括して保存している場合その他の特別の事情がある場合であつて、記録を保存している事務所等に照会することにより、譲受け又は譲渡しをした事務所等において当該記録を速やかに確認することができる措置がとられているときは、当該措置に係る事務所等において譲受け又は譲渡しをしたときの記録は、一括して作成することができる。

三 米穀等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理した記録を作成すること。

四 返品その他の事由により次条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更が生じたときは、遅滞なく、その内容に応じて適切に記録を変更すること。

2 法第三条第一項の規定による記録の作成に当たっては、米穀等の譲受けと当該米穀等（これを原材料と

する米穀等を含む。)の譲渡しとの相互の関係が明らかになるよう努めるものとする。

(取引等の記録の記録事項)

第二条 法第三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、記録が分類又は整理されており、当該事項が明らかである場合にあつては、第六号に掲げる事項に関する記録を作成することを要しない。

一 譲受け又は譲渡しをした米穀等の名称

二 譲受け又は譲渡しをした米穀等が指定米穀等(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令(平成二十一年政令第二百六十一号)第一条第三号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げるものであつて、一般消費者への販売用に包装され、又は一般消費者への販売用の容器に入れられたもののうち、当該包装又は容器に産地が表示されているものを除く。)である場合にあっては、その産地(米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであつて、粒状のもの(以下この号において「米飯類」という。)を含む料理その他の飲食料品にあっては、当該米飯類の産地に限る。)

三 譲受け又は譲渡しをした米穀等の数量

四 譲受け又は譲渡しに伴い当該米穀等の搬入又は搬出をした年月日（これにより難い場合にあつては、譲受け又は譲渡しをした年月日）

五 譲受け又は譲渡しをした相手方の氏名又は名称

六 譲受け又は譲渡しに伴い当該米穀等の搬入又は搬出をした場合にあつては、当該米穀等の搬入又は搬出をした事務所等その他の場所（これにより難い場合にあつては、譲受け又は譲渡しをした者のために搬入又は搬出をした他の者の氏名又は名称）

七 譲受け又は譲渡しをした米穀等が用途限定米穀（米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第六十三号）第一条第一項に規定する用途限定米穀をいう。第五条第一項第八号において同じ。）である場合にあつては、その用途

2 前項第一号に規定する名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

3 第一項第二号に規定する産地の記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一 産地が国内のものにあつては国内産である旨を、産地が外国のものにあつては当該外国が産地である旨を記録すること。ただし、産地が国内のものにあつては、国内産である旨の記録に代えて、当該産地の属する都道府県、市町村その他一般に知られている地名（第三号において「都道府県等」という。）が産地である旨を記録することができる。

二 産地である国が二以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記録すること。ただし、産地である国が三以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に二以上の産地を記録し、その他の産地をまとめて「その他」等と記録することができる。

三 第一号ただし書の規定により都道府県等が産地である旨を記録する場合であつて、産地である都道府県等が二以上あるときは、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記録すること。ただし、産地である都道府県等が三以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に二以上の産地を記録し、その他の産地をまとめて「その他」等と記録することができる。

四 前二号の規定にかかわらず、産地ごとの原材料に占める重量の割合の順序が変動する指定米穀等にあつては、一般消費者に産地を誤認させない限りにおいて、過去の一定期間における当該指定米穀等につ

いての産地ごとの原材料に占める重量の割合の実績に基づいて、原材料に占める重量の割合の多いものから順に産地を記録することができる。この場合には、過去の一定期間における実績に基づいて記録した旨を付記しなければならない。

五 指定米穀等（米穀並びに次号及び第七号に掲げるものを除く。）にあつては、記録された産地が当該指定米穀等の原材料である米穀の産地である旨が分かるように記録すること。

六 米穀等の産地情報の伝達に関する命令（平成二十一年内閣府令・財務省令・農林水産省令第一号）第一条第一号に掲げる指定米穀等にあつては、記録された産地が当該指定米穀等の原産地である旨が分かるように記録すること。

七 米穀等の産地情報の伝達に関する命令第一条第二号に掲げる指定米穀等にあつては、記録された産地がその原材料である同号に規定する特定輸入指定米穀等の原産地である旨が分かるように記録すること。

4 第一項第三号に規定する数量の記録の作成は、取引において通常用いている単位で記録することにより行うものとする。

（他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合の読替規定）

第三条 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合における米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者についての前二条の規定の適用については、これらの規定中「譲渡し」とあるのは、「譲渡しの委託」とする。

2 前項に規定する場合における米穀等の譲渡しの受託をする米穀事業者についての前二条の規定の適用については、これらの規定中「譲受け」とあるのは、「譲渡しの受託」とする。

(搬出、搬入等の記録の作成方法)

第四条 第一条の規定は、法第五条の規定による記録の作成について準用する。

(搬出、搬入等の記録の記録事項)

第五条 法第五条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、記録が分類又は整理されており、当該事項が明らかである場合にあつては、第四号及び第六号に掲げる事項に関する記録を作成することを要しない。

- 一 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等の名称
- 二 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等の数量

三 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした年月日（亡失をした場合であつてその年月日が明らかでないときは、時期）

四 搬出又は搬入をした場合（次号に掲げる場合を除く。）にあつては、搬出又は搬入をした事務所等その他の場所

五 他の米穀事業者との間で搬出又は搬入をした場合にあつては、搬出又は搬入をした相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした事務所等その他の場所（記録が分類又は整理されており、搬出又は搬入をした事務所等その他の場所が明らかであるときは、搬出又は搬入をした相手方の氏名又は名称）

六 廃棄又は亡失をした場合にあつては、廃棄又は亡失をした事務所等その他の場所

七 米穀等を廃棄するため、当該米穀等について、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者に引渡しをした場合にあつては、引渡しをした相手方の氏名又は名称

八 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等が用途限定米穀である場合にあつては、その用途

2 第二条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による記録の作成について準用する。

（廃棄の記録の作成を要しない場合）

第六条 法第五条ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 残留する農薬についての検査、品位等についての検査その他の検査を行うため、必要最小限の米穀等について廃棄をした場合（一回の検査につき五キログラム以上の米穀等について廃棄をした場合を除く。）

二 一般消費者への販売をした米穀等の売れ残り又は一般消費者への提供をした米穀等の食べ残しについて廃棄をした場合

（記録の保存期間）

第七条 法第六条の主務省令で定める期間は、三年間とする。ただし、次の各号に掲げる米穀等にあつては、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 品質が急速に変化しやすく加工又は製造後速やかに消費すべき米穀等 三月間

二 記録を作成した日から賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。）までの期間が三年を超える米

穀等 五年間


(身分を示す証明書の様式)

第八条 法第十条第一項の立入検査(法第十一条第一項第二号に規定するものに限る。)をする場合における法第十条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この省令は、法の施行の日(平成二十二年十月一日)から施行する。ただし、第二条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年七月一日)から施行する。

表

第 号	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 第10条第2項の立入検査をする職員の身分証明書		
	官 職 氏 名	年 月 日 生	
		年 月 日 発行	
 写 真	発行者名		印
(押出スタンプ)			

裏

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（抄）

（報告及び立入検査）

第10条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀事業者若しくは米穀等の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に関係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第11条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該

各号に定める大臣とする。ただし、酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係る事項については、財務大臣とする。

一 第9条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令並びに前条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査（第4条、第8条又は第9条の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項 内閣総理大臣及び農林水産大臣

二 前条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査（前号に掲げるものを除く。）に関する事項 農林水産大臣

2～10 （略）

11 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第8項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

2 発行者は、財務大臣、国税庁長官、国税局長、沖縄国税事務所長、税務署長、農林水産大臣、地方農政局長又は都道府県知事とする。